

東京都社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会

要説明者審査事項

本審査分科会における審査では、東京都民生委員・児童委員選任要綱等の規定に基づき、あらかじめ事務局で個々の候補者について確認した上で、選任要綱等に定める各事項において検討を要し、説明が必要な候補者（要説明者）について、お諮りしています。

第104回審査分科会（平成25年11月5日）において、民生委員法改正（平成25年6月）により、候補者に係る社会福祉審議会の意見聴取が努力義務化されたことを受けて、審査手続（本審査分科会に於いて審査を要する者等）について審議・承認いただきました。

これに基づき、本審査分科会への諮問は、従来から「要説明者」として取り扱ってきた候補者について、引き続き行う一方で、それ以外の候補者については、委嘱の迅速化のため、諮問を省略しております。

1 常勤者

【概要】 常勤の職についている方（被雇用者）

【審査事項】 不在時・緊急時の対応が可能であること、研修・会合等の参加が可能であること等、常勤であっても民生委員活動に支障がないことについて、審査していただきます。なお、区市町村からの推薦にあたっては、勤務先からの承諾書を提出いただいております。

2 元民生委員

【概要】 以前に民生委員を退任された後、再び推薦をされた方

【審査事項】 前回の解嘱理由及び今回の推薦において解嘱理由が解消されていることについて審査していただきます。ただし、前回の解嘱理由が、本人の疾病や家族の介護等やむを得ない事情であることが明らかな場合には、当該理由の解消について事務局で確認することをもって足りるとし、それ以外の理由の方について、要説明者として、お諮りします。

3 現住所在住期間 3 年未満

- 【概要】 現住所地の在住期間が 3 年未満の方
- 【審査事項】 在住期間が 3 年未満であっても、地域の実情に精通し、民生委員活動に支障がないことについて、審査していただきます。ただし、①担当区域又は隣接区域の範囲内での転居である場合、②以前から担当区域又は隣接区域に居住しているが、一時的に他地域へ転出し、再び転入してから 3 年未満である場合、については、事務局による確認をもって足りることとし、それ以外の理由の方について、要説明者としてお諮りします。

4 担当区域外居住者

- 【概要】 担当区域（隣接区域を含む）の外に居住している方
- 【審査事項】 区域外であっても、担当区域の実情に精通していること、また、活動に支障がない程度の範囲であること等について、審査していただきます。推薦理由のうち主なものは、担当区域と居住地が隣接しているなど、地域の実情把握や民生委員活動に支障がないことがあげられます。

一斉改選時には、欠員補充時に諮問する上記 1～4 に該当する方に加えて、下記に該当する方についてもお諮りします。

5 民生委員協議会出席率 60%未満

- 【概要】 再任の候補者で、委嘱日から改選日の属する年の 3 月末日までの間の単位民生委員協議会の出席率が 60%に達していない方
- 【審査事項】 基準を満たしていない理由、欠席時の対応及び改善の見込等について、審査していただきます。

6 活動記録提出率 80%未満

- 【概要】 再任の候補者で、委嘱日から改選日の属する年の 3 月末日までの間の活動記録の提出率が 80%に達していない方
- 【審査事項】 基準を満たしていない理由、今後の対応及び改善の見込等について、審査していただきます。